

令和7年度 淡路市結婚新生活支援事業

令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を提出した又は受理された新婚夫婦世帯の新居の購入費や賃貸住宅の入居費用、新居への引越費用の一部を補助します。

補助対象となる世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象となります。

1. 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出した又は受理された夫婦であること。
2. 婚姻届が受理された時点において、夫婦ともに満年齢が39歳以下であること。
3. 夫婦の所得金額の合計額が500万円未満であること。（※1）
4. 対象となる住居が淡路市にあり、申請日において夫婦双方または一方が住民登録し居住していること。
5. 夫婦ともに市税等を滞納していないこと。
6. 夫婦ともに過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
7. 他の公的な住宅取得支援などの補助金を受けていないこと。



- ※1 ◎奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除して計算します。
◎生活保護受給世帯は対象になりますが、生活扶助又は住宅扶助等を受給している場合、その部分については対象外になります。

補助金の上限額と申請期間

1 世帯あたり最大 **30** 万円

※夫婦ともに29歳以下の場合 1 世帯あたり最大 60 万円

○申請期間：令和7年6月2日から令和8年3月31日まで

○受付時間：8：30～17：15（土日・祝日を除く）

補助金の対象費用

令和7年4月1日以降に夫婦が支払った費用に限ります。

- ・住宅を購入する場合：建物の購入費
- ・住宅を賃借する場合：賃料（3か月分）、敷金、礼金、共益費（3か月分）、仲介手数料（※2）
- ・住宅をリフォームする場合：住宅の修繕、増築、改築、設備更新等に要した工事費用（※3）
- ・引越しをする場合：新居へ引っ越すための費用（引越し業者へ支払った費用に限ります。）



※2 勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、当該金額を差し引いた額となります。

※3 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。

※次年度の詳細については、
実施の有無を含め変更となる可能性があります。

問い合わせ先
淡路市役所 健康福祉部 子育て応援課
〒656-2292 淡路市生穂新島8番地
TEL：0799-64-2134 FAX：0799-64-2561

交付申請に必要な書類

項目	備考
必ず提出するもの	
淡路市結婚新生活支援事業補助金 交付申請書兼請求書（様式第 1 号）	
婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本	婚姻日が確認できるもの。
住民票（世帯全員分）※	世帯主・続柄が記載されているもの。 ※淡路市に住民票がある場合、 <u>提出不要</u> 。
令和 7 年度 所得証明書 ※	※令和 7 年 1 月 1 日時点に住民登録があった市 区町村で取得できます。 ※源泉徴収票は受付できません。 ※所得がない方（現在無職の方も含む）も 取得していただく必要があります。 ※令和 7 年 1 月 1 日時点、淡路市に住民登録が ある方は <u>提出不要</u> 。
納税証明書（世帯全員分）	税務課（④・⑤番窓口）または 各事務所市民窓口課で取得できます。 ※淡路市で課税されたことがない方は <u>提出不要</u> 。
本人の口座が分かるもの	通帳またはキャッシュカード
住宅手当等支給証明書（様式第 2 号）	勤務先で証明を貰ってきてください。 夫婦 1 枚ずつ提出が必要です。
誓約書兼同意書（様式第 3 号）	
印鑑	
アンケート	
場合により提出が必要なもの	
住宅を購入した場合	
購入物件の売買契約書 及び 領収書の写し	※ローン返済の場合、併せて金銭消費貸借契約書 の写しが必要です。
工事請負契約書 及び 領収書の写し	
住宅を賃借する場合	
賃貸物件の賃貸借契約書 及び 領収書の写し	
住宅をリフォームする場合	
工事請負契約書 及び 領収書の写し	※ローン返済の場合、併せて金銭消費貸借契約書 の写しが必要です。
引越しをする場合	
引越し費用の領収書 及び 明細書の写し	
奨学金を返還している場合	
貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し	※対象所得の年中に支払った額が控除されます。 ※夫婦の合計所得が 500 万円未満の場合は提出 不要です。